

第2期 地域未来投資促進法に基づく新潟県三条市基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

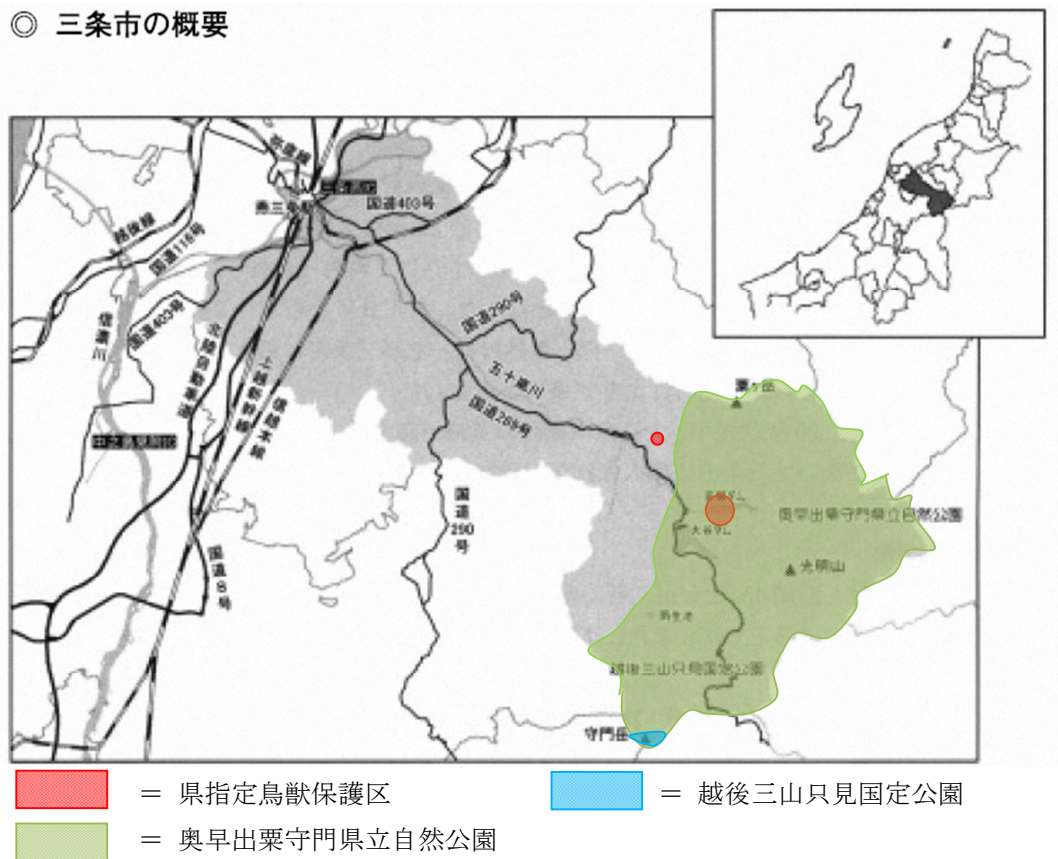
設定する区域は、令和5年4月1日現在における新潟県三条市の行政区域とする。概ねの面積は、4万3千2百ヘクタール程度である。

本区域は、県指定の八木ヶ鼻鳥獣保護区（特別保護地区）及び笠堀鳥獣保護区（特別保護地区）、越後三山只見国定公園の一部、奥早出栗守門県立自然公園の一部、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育地域等を含むため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に規定する生息地等保護区、自然公園法（昭和32年法律第161号）に規定する国立公園、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に規定する都道府県自然環境保全地域、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法（平成14年法律第148号）に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地は、本区域には存在しない。

(地図)

◎ 三条市の概要



(2) 地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

三条市は、新潟県のほぼ中央に位置し、大河信濃川とその支川である五十嵐川、刈谷田川の3つの河川が形成した平野部、南東部の粟ヶ岳・守門岳を代表とする丘陵・山岳地帯から構成されている。都市機能が集積する市街地に加え、豊かな自然や農林資産にも恵まれ、それぞれの地域の歴史や文化から育まれた個性豊かな地域を有している。

交通インフラでは、東日本旅客鉄道（以下、JR）上越新幹線燕三条駅、北陸自動車道の三条燕インターチェンジ、国道8号・289号などが須頃地区に集中しており、広域的な交通拠点となっている。こうした交通の拠点性を生かし、須頃地区は商業施設や宿泊施設、道の駅、産業支援機関、大学や専門学校等、都市機能の高次化を図るための施設が集積する地域となっている。また、国道289号の福島県境区間は、古くから「八十里越」と呼ばれ、福島県までの開通に向けて工事が進められている。開通によって、三条市と福島県南会津地域が直接結ばれ、新たな広域的地域間の交流や連携に寄与することが期待されている。このほか、栄スマートインターチェンジや国道403号などの基幹交通網が整備されている。

自然環境では、蛍が華やかに舞う清流も残っているほか、奥早出栗守門県立自然公園及び周辺地域は、早出川や五十嵐川の源流域に当たり、地形が険しく原生的な自然環境が保存され、国の特別天然記念物に指定されているカモシカの生息地になっているなど、多様な動植物の生態系が形成されている。

産業では、豊かな自然環境から生み出される米や果樹等の栽培地であるとともに、江戸時代の和釘作りに端を発する全国有数の金属加工を中心とした産業集積地であり、2016年 RESAS によれば、市内製造業における金属製品製造業の企業数は554社と最も多く、これに付随する生産用機械機器製造業、機械器具小売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業があわせて415社と、金属製品製造業を中心とした経済構造となっている（図1）。各企業は独自の技術を生かした企業活動を展開しており、多様な技術集積を生かしたオーダーメイド中間財の多品種小ロット製造や短納期対応が地域産業としての強みである。近年では、ものづくりの現場を体感できるオープンファクトリーや世界的に権威のあるレッドドットデザイン賞のグランプリを受賞した「燕三条 工場の祭典」等を通じて国内外の認知度も高まっており、長い歴史に培われた「ものづくりのまち」として情報発信を行っている。

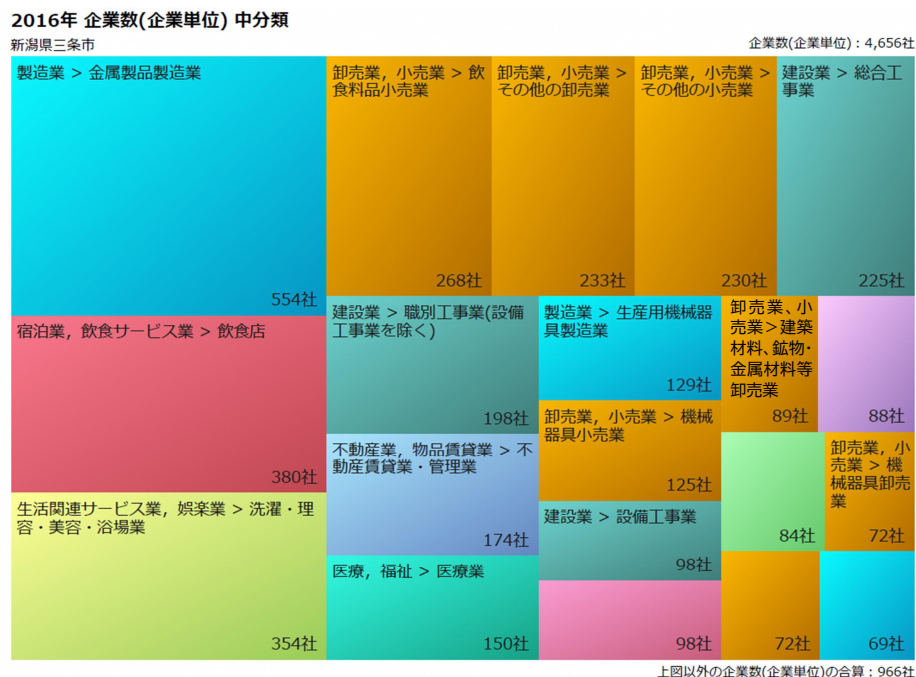
加えて、令和5年7月には「アウトドアのまち三条」を宣言し、下田地域等の自然や観光資源を活かしたアクティビティを推進しているほか、福島県に至る八十里越の開通が待たれる国道289号を活用したインフラツーリズムの推進にも取り組んでいる。

教育分野では、4つの高等学校のほか、三条市立大学、三条看護・医療・歯科衛生専門学校があり、全国に先駆けて実施した小中一貫教育を始め、幼保小の連携、産業構造や自然環境、歴史といった三条市の特色を活かしたキャリア教育、スポーツの分野で子どもたちの持っている才能を伸ばす「さんじょうトップアスリート支援事業」を展開するなど、未来を担う子どもたちの育成を進めている。

三条市の人口は、令和2年の国勢調査によると94,642人であり、10年前の平成22年から

7.4%減少している（図2）。若年層の進学等に伴う大幅な流出超過と就職等に伴う復元力の弱さが課題であり、総合計画では、「豊かな自然に恵まれた 歴史と文化の息づく 創意にみちた ものづくりのまち」を将来都市像に掲げ、多くの人が住み続けたい、住んでみたいと自然に感じる「選びたくなるまち三条」を目指し、自然環境、産業、教育分野等、各分野における施策を展開している。

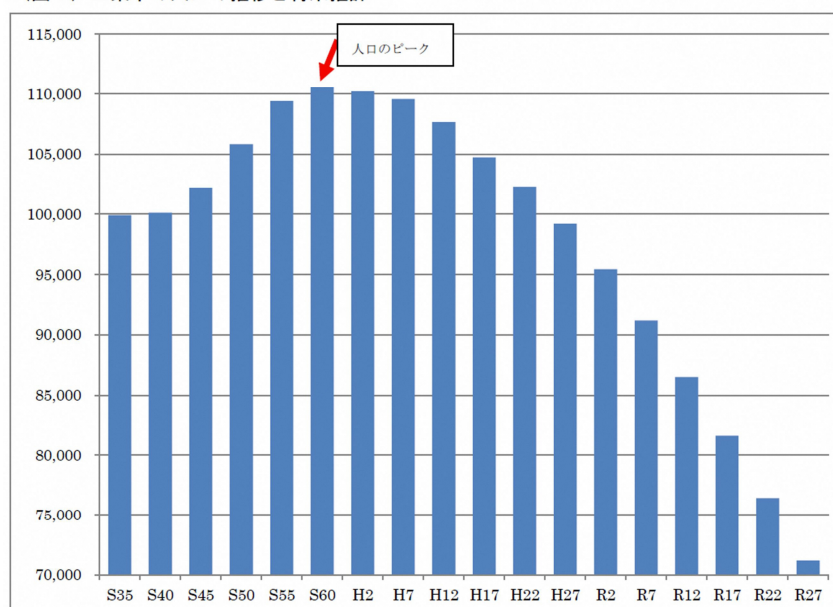
（図1）



[出典] RESAS 新潟県三条市第二次産業・第三次産業

（図2）

（図1）三条市の人口の推移と将来推計



[出典] 三条市デジタル田園都市構想 総合戦略

資料：平成 27 年国勢調査（総務省）日本の地域別将来推計人口（平成 30 年 3 月推計）
（国立社会保障・人口問題研究所）

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

三条市は、雇用の約 32.5%、売上高の約 32.7%、付加価値額の約 36.4%を製造業が生み出している。（経済センサス-活動調査 令和 3 年）

当市では、「ものづくりのまち」としての持続的な発展を実現するため、地域経済に関わる各主体が目指す共通のビジョンとその実現の道筋を示す「三条市経済ビジョン」（計画期間：令和 5～10 年度）を令和 5 年 1 月に策定した。歴史や伝統を基礎としたものづくりのまちのアイデンティティを守りながら、時代に合わせてより良く変わっていく不易流行の「“よくつくる”ものづくりのまち」とともに、ものづくりに携わる人々が、社会的、精神的、身体的に良好な状態で働けるウェルビーイングな雇用労働環境が整った「“よくいきる”ものづくりのまち」を目指すことで「よくつくる、よくいきる ～豊かにいきいきと働き、技術力を基軸に時代とともに進化し続けるものづくりのまち」の実現に取り組んでいる。こうしたビジョンに基づき、成長ものづくり分野の高付加価値化を促進する。

成長ものづくりには、交通インフラが欠かせないが、須頃地区にある JR 上越新幹線燕三条駅、北陸自動車道三条燕インターチェンジ、国道 8 号・289 号、また、このほかのエリアにある北陸自動車道栄スマートインターチェンジや国道 403 号などの基幹交通網の活用により物流を支えている。市では、栄スマートインターチェンジ近接地に造成した大規模な工業流通団地の分譲 PR を実施しているほか、分譲地の契約に至るまでの窓口として立地検討企業からの各種相談に対応している。

須頃地区では、広域的な交通の拠点性を持つことから、商業施設や宿泊施設、道の駅、産業支援機関、大学や専門学校等、都市機能の高次化を図るための施設が集積している。JR 上越新幹線燕三条駅構内及び駅からほど近い道の駅には、金属加工品を中心とした燕三条製品を販売する物産館がある。観光発信拠点施設として多くの集客があり、市内製造業の高い技術力を広く一般に PR する場にもなっている。また、三条商工会議所や（公財）燕三条地場産業振興センターが拠点を構え、市と連携しながら、製造業をはじめとする市内企業の育成・支援を行っている。さらに、三条市立大学及び三条看護・医療・歯科衛生専門学校が立地し、高等教育サービスを提供する環境も備えていることから、地域の持続的な発展を牽引する拠点性を持つ地区となっている。このような須頃地区の拠点性を生かしてまちづくり分野の高付加価値化を促進する。

三条市立大学では、地域のものづくり企業での長期インターンシップにより実践的な人材育成、地域企業の持続的な発展への貢献を目指している。また、大学には三条看護・医療・歯科衛生専門学校が隣接していることから、医工連携により医療現場で使われる製品の開発等の促進が期待される。大学や専門学校での高等教育や小中学校における「ものづくりのまち」等の地域特色を活かしたキャリア教育、鍛冶ミュージアム及び科学教育センターを備える図書館等複合施設「まちやま」、鍛冶技術体験を提供する「三条鍛冶道場」等により、学生や一般市民、観光客等へ広く学びの場を提供している。こうした「ものづくり」をはじめとする地域特色を

生かした先進教育環境や人材を活用して成長ものづくり分野及び教育サービス分野の高付加価値化を促進する。

また、市には豊かな自然環境から生み出される品質の高い米や果物があり、品質に見合った価格決定力を持つために、市でプロモーション活動を実施して農産物のブランド化を図っている。特に豊かな自然環境がある下田地域では自然のアクティビティやキャンプ等が楽しめ、アウトドアメーカーがキャンプ場や飲食・温泉を楽しめる宿泊施設を設置するなど、アウトドア製品とともに、農産物や温泉、自然環境を一体としてPRしている。このような「ものづくりのまち」を体感できる民間による取組は、製造現場の工場を一般に公開するオープンファクトリーの取組にも見られる。官民一体となって、すでに国内外で認知度の高い「ものづくりのまち」のイメージとあわせ、自然環境や農産物を活用して農林水産・地域商社分野や観光分野での高付加価値化を図る。

このように、成長ものづくり分野やそれに付随する分野もあわせて一体的に付加価値の創出を図ることで、「三条市経済ビジョン」のテーマである「よくつくる、よくいきる ～豊かにいきいきと働き、技術力を基軸に時代とともに進化し続けるものづくりのまち」の実現を図る。

(2) 経済的効果の目標

地域経済牽引事業による付加価値創出額を分野ごとに設定する。本区域全体で 72,629 万円を目指す。また、任意の KPI として、地域経済牽引事業計画の承認件数を設定する。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	—	72,629 万円	—

【経済的効果の目標 内訳】

	現状	計画終了後	増加率
① 金属加工関連産業の集積や高度な技術を活用した成長ものづくり分野	—	41,728 万円	—
② 北陸自動車道の三条燕インターチェンジ、栄スマートインターチェンジ等の交通・物流インフラを活用した成長ものづくり分野	—	5,216 万円	—
③ 三条市立大学及び三条看護・医療・歯科衛生専門学校等の人材等を活用した成長ものづくり分野	—	5,606 万円	皆増
④ 三条市立大学及び三条看護・医療・歯科衛生専門学校や小中一貫教育等	—	6,550 万円	皆増

の先進教育環境を活用した教育サービス分野			
⑤ 農地等の自然環境を活用した農林水産・地域商社分野	—	4,395 万円	皆増
⑥ 「ものづくりのまち」としての文化や歴史、下田地域の自然及び温泉等の観光資源を活用した観光分野	—	4,458 万円	皆増
⑦ 須頃地区の高次都市機能等のインフラを活用したまちづくり分野	—	4,676 万円	皆増

(算定根拠)

- ・ 平均付加価値創出額×目標件数を各分野において算出する。
- ・ 平成 29～令和 5 年度の基本計画に基づく承認地域経済牽引事業計画について、期間満了件数が少なく、また、実績のない分野もあり、現状値について適切な算出が困難なため、記載しない。計画終了後については、分野ごとに想定する主な業種を設定した上、平成 28 年及び令和 3 年経済センサスから該当業種の 1 事業所当たり付加価値額の比率を算出し、各分野の目標値を定める。(業種の区分については「大分類」による。)

① 主な想定業種：「製造業」「卸売業、小売業」

$$5,216 \text{ 万円 (C)} \times 8 \text{ 件} = 41,728 \text{ 万円}$$

(A) 主な想定業種における 1 事業所当たり付加価値額の比率

$$\left[\begin{array}{l} \text{三条市の主な想定業種における} \\ \text{R3 年の 1 事業所当たり} \\ \text{平均付加価値額 } 5,119 \text{ 万円} \\ \text{(6,300 万円 (製造業} \\ \text{+3,937 万円 (卸売業、小売業))} \div 2 \end{array} \right] \div \left[\begin{array}{l} \text{三条市の主な想定業種における} \\ \text{H28 年の 1 事業所当たり} \\ \text{平均付加価値額 } 4,299 \text{ 万円} \\ \text{(5,027 万円 (製造業} \\ \text{+3,571 万円 (卸売業、小売業))} \div 2 \end{array} \right] = 1.1907 \cdots \approx 1.19$$

(B) 計画終了時の 1 事業当たり付加価値額

$$5,119 \text{ 万円} \times 1.19 + 4,243 \text{ 万円 (新潟県 1 事業所当たり付加価値額)} = 10,335 \text{ 万円}$$

(C) 平均付加価値創出額

$$10,335 \text{ 万円} - 5,119 \text{ 万円} = 5,216 \text{ 万円 (C)}$$

② 主な想定業種：「製造業」「卸売業、小売業」

$$5,216 \text{ 万円 (C)} \times 1 \text{ 件 (実績)} = 5,216 \text{ 万円}$$

※平均付加価値創出額 (C) は①に同じ

③ 主な想定業種：「製造業」「卸売業、小売業」「学術研究、専門・技術サービス業」「教育、学習支援業」

$$5,606 \text{ 万円 (C)} \times 1 \text{ 件 (想定)} = 5,606 \text{ 万円}$$

(A) 主な想定業種における 1 事業所当たり付加価値額の比率

$$\left[\begin{array}{l} \text{三条市の主な想定業種における} \\ \text{R3 年の 1 事業所当たり} \\ \text{平均付加価値額 } 3,786 \text{ 万円} \\ (6,300 \text{ 万円 (製造業)}) \\ +3,937 \text{ 万円 (卸売業、小売業)} \\ +2,540 \text{ 万円 (学術研究、専門・技術サービス業)} \\ +2,367 \text{ 万円 (教育、学習支援業)} \end{array} \right] \div \left[\begin{array}{l} \text{三条市の主な想定業種における} \\ \text{H28 年の 1 事業所当たり} \\ \text{平均付加価値額 } 2,782 \text{ 万円} \\ (5,027 \text{ 万円 (製造業)}) \\ +3,571 \text{ 万円 (卸売業、小売業)} \\ +1,921 \text{ 万円 (学術研究、専門・技術サービス業)} \\ +608 \text{ 万円 (教育、学習支援業)} \end{array} \right] \div 4$$

$$= 1.3608 \dots \approx 1.36$$

(B) 計画終了時の 1 事業当たり付加価値額

$$3,786 \text{ 万円} \times 1.36 + 4,243 \text{ 万円 (新潟県 1 事業所当たり付加価値額)} = 9,392 \text{ 万円}$$

(C) 平均付加価値創出額

$$9,392 \text{ 万円} - 3,786 \text{ 万円} = 5,606 \text{ 万円 (C)}$$

④ 主な想定業種：「学術研究、専門・技術サービス業」「教育、学習支援業」

$$6,550 \text{ 万円 (C)} \times 1 \text{ 件 (想定)} = 6,550 \text{ 万円}$$

(A) 主な想定業種における 1 事業所当たり付加価値額の比率

$$\left[\begin{array}{l} \text{三条市の主な想定業種における} \\ \text{R3 年の 1 事業所当たり} \\ \text{平均付加価値額 } 2,454 \text{ 万円} \\ (2,540 \text{ 万円 (学術研究、専門・技術サービス業)}) \\ +2,367 \text{ 万円 (教育、学習支援業)} \end{array} \right] \div \left[\begin{array}{l} \text{三条市の主な想定業種における} \\ \text{H28 年の 1 事業所当たり} \\ \text{平均付加価値額 } 1,265 \text{ 万円} \\ (1,921 \text{ 万円 (学術研究、専門・技術サービス業)}) \\ +608 \text{ 万円 (教育、学習支援業)} \end{array} \right] \div 2$$

$$= 1.9399 \dots \approx 1.94$$

(B) 計画終了時の 1 事業当たり付加価値額

$$2,454 \text{ 万円} \times 1.94 + 4,243 \text{ 万円 (新潟県 1 事業所当たり付加価値額)} = 9,004 \text{ 万円}$$

(C) 平均付加価値創出額

$$9,004 \text{ 万円} - 2,454 \text{ 万円} = 6,550 \text{ 万円 (C)}$$

⑤ 主な想定業種：「製造業」「卸売業、小売業」「農林漁業」

$$4,395 \text{ 万円 (C)} \times 1 \text{ 件 (想定)} = 4,395 \text{ 万円}$$

(A) 主な想定業種における 1 事業所当たり付加価値額の比率

三条市の主な想定業種における R3年の1事業所当たり 平均付加価値額 3,789万円 (6,300万円(製造業)) +1,129万円(農林漁業) +3,937万円(卸売業、小売業) ÷ 3	÷	三条市の主な想定業種における H28年の1事業所当たり 平均付加価値額 3,639万円 (5,027万円(製造業)) +2,320万円(農林漁業) +3,571万円(卸売業、小売業) ÷ 3
=1.0412... ≙ 1.04		

(B) 計画終了時の1事業当たり付加価値額

$$3,789 \text{ 万円} \times 1.04 + 4,243 \text{ 万円 (新潟県1事業所当たり付加価値額)} = 8,184 \text{ 万円}$$

(C) 平均付加価値創出額

$$8,184 \text{ 万円} - 3,789 \text{ 万円} = 4,395 \text{ 万円 (C)}$$

⑥ 主な想定業種：「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」

$$4,458 \text{ 万円 (C)} \times 1 \text{ 件 (想定)} = 4,458 \text{ 万円}$$

(A) 主な想定業種における1事業所当たり付加価値額の比率

三条市の主な想定業種における R3年の1事業所当たり 平均付加価値額 935万円 (1,124万円(宿泊業、飲食サービス業)) +746万円(生活関連サービス業、娯楽業) ÷ 2	÷	三条市の主な想定業種における H28年の1事業所当たり 平均付加価値額 760万円 (1,216万円(宿泊業、飲食サービス業)) +303万円(生活関連サービス業、娯楽業) ÷ 2
=1.2302... ≙ 1.23		

(B) 計画終了時の1事業当たり付加価値額

$$935 \text{ 万円} \times 1.23 + 4,243 \text{ 万円 (新潟県1事業所当たり付加価値額)} = 5,393 \text{ 万円}$$

(C) 平均付加価値創出額

$$5,393 \text{ 万円} - 935 \text{ 万円} = 4,458 \text{ 万円 (C)}$$

⑦ 主な想定業種：全産業

$$4,676 \text{ 万円 (C)} \times 1 \text{ 件 (想定)} = 4,676 \text{ 万円}$$

(A) 全業種における1事業所当たり付加価値額の比率

$$3,938 \text{ 万円 (R3年)} \div 3,536 \text{ 万円 (H28年)} = 1.1136... \quad \equiv \quad 1.11$$

(B) 計画終了時の1事業当たり計画終了後の付加価値額

$$3,938 \text{ 万円} \times 1.11 + 4,243 \text{ 万円 (県1事業所当たり付加価値額)} = 8,614 \text{ 万円}$$

(C) 平均付加価値創出額

$$8,614 \text{ 万円} - 3,938 \text{ 万円} = 4,676 \text{ 万円 (C)}$$

[出典] 経済センサス-活動調査 平成28年 令和3年

【任意記載のK P I】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業計画の承認件数	9 件	23 件	155.6%

(算定根拠)

14 件 (A) + 9 件 (B) = 23 件

- ・ 目標件数は実績に応じて算出し、実績のない分野については 1 件を見込む。

本計画期間の承認件数：14 件 (A)

- ・ 現状は H29～R 5 年度の三条市基本計画に基づく地域経済牽引事業の承認事業件数とする。

R 5 年 9 月末時点：9 件 (B)

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは以下の(1)～(3)の要件を全て満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」に記載する地域の活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

事業期間を通じた地域経済牽引事業の実施による付加価値増加分が4,243万円(新潟県の1事業所当たり平均付加価値額(経済センサス-活動調査 令和3年)を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

① 促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で7.0%以上増加すること。

《算定根拠》

売上増加率に準拠

② 促進区域に所在する事業者の売上額が開始年度比で7.0%以上増加すること。

《算定根拠》

H28～R3年の三条市の売上額の増加率を上回ること。

$$\left[\begin{array}{c} \text{三条市の R3 年売上額} \\ 1,155,338 \text{ 百万円} \end{array} \right] \div \left[\begin{array}{c} \text{三条市の H28 年売上額} \\ 1,079,325 \text{ 百万円} \end{array} \right] - 1 \times 100 = 7.0426\cdots\% \approx 7.0\%$$

③ 促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で3.9%以上増加すること。

《算定根拠》

H28～R3年の三条市の雇用者数の増加率を上回ること。

$$\left[\begin{array}{c} \text{三条市の R3 年雇用者数} \\ 54,547 \text{ 人} \end{array} \right] \div \left[\begin{array}{c} \text{三条市の H28 年雇用者数} \\ 52,494 \text{ 人} \end{array} \right] - 1 \times 100 = 3.9109\cdots\% \approx 3.9\%$$

④ 促進区域に所在する事業者の給与総額が開始年度比で10.3%以上増加すること。

《算定根拠》

H28～R3年の三条市の給与総額の増加率を上回ること。

$$\left[\begin{array}{c} \text{三条市の R3 給与総額} \\ 157,329 \text{ 百万円} \end{array} \right] \div \left[\begin{array}{c} \text{三条市の H28 年給与総額} \\ 142,687 \text{ 百万円} \end{array} \right] - 1 \times 100 = 10.2616\cdots\% \approx 10.3\%$$

[出典] 経済センサス-活動調査 平成28年 令和3年

なお、(2)、(3)の指標については、5年の場合を想定しており、地域経済牽引事業計画の計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

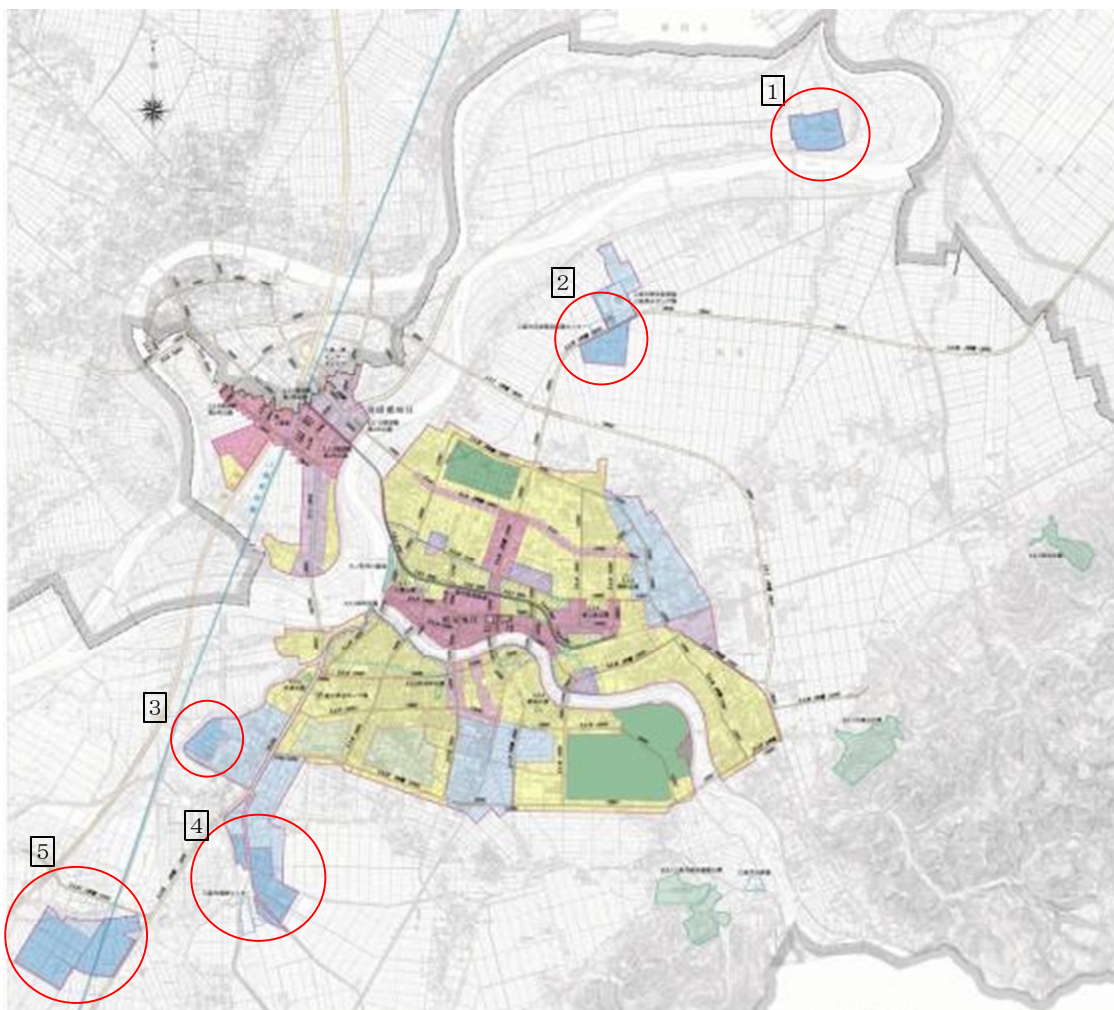
(1) 重点促進区域

重点促進区域は、以下の大字及び字の区域とする。

なお、本区域は、県指定の八木ヶ鼻鳥獣保護区（特別保護地区）及び笠堀鳥獣保護区（特別保護地区）、越後三山只見国定公園の一部、奥早出栗守門県立自然公園の一部、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育地域等は存在しない。

◇重点促進区域位置図

図中 1 から 5 までは重点促進地域（工業専用地域）



【重点促進区域 1：大島工業団地（地図上 1 の位置）】

荻島、井戸場

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は 17 ヘクタールである。

本区域は、金属加工業、関連加工業及び金物卸業が集積する大島工業団地であり、JR 上越新幹線燕三条駅、北陸自動車道三条燕インターチェンジから共に 7 キロ程度とアクセスが良好

である。

(関連計画における記載等)

本区域は、都市計画法における工業専用地域であり、市街化調整区域は含まない。

また、本区域には、環境保全上重要な地域は存在しない。

農業振興地域整備計画での本区域の取扱い：農業振興地域外

【重点促進区域 2：三条金属工業団地（地図上 2 の位置）】

塚野目、大宮新田

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は 13 ヘクタールである。

本区域は、金属加工業及び関連加工業が集積する三条金属工業団地であり、JR 上越新幹線燕三条駅、北陸自動車道三条燕インターチェンジから共に 5 キロ程度とアクセスが良好である。

(関連計画における記載等)

本区域は、都市計画法における工業専用地域であり、市街化調整区域は含まない。

また、本区域には、環境保全上重要な地域は存在しない。

農業振興地域整備計画での本区域の取扱い：農業振興地域外

【重点促進区域 3：直江町 3 丁目及び 4 丁目地内工業専用地域（地図上 3 の位置）】

直江町

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は 9 ヘクタールである。

本区域は、金属加工業及び関連加工業が集積しており、JR 上越新幹線燕三条駅、北陸自動車道三条燕インターチェンジから共に 4 キロ程度とアクセスが良好である。

(関連計画における記載等)

本区域は、都市計画法における工業専用地域であり、市街化調整区域は含まない。

また、本区域には、環境保全上重要な地域は存在しない。

農業振興地域整備計画での本区域の取扱い：農業振興地域外

【重点促進区域 4：金子新田工場団地及び金子新田工業団地内工業専用地域（地図上 4 の位置）】

五明、金子新田、福島新田、若宮新田、猪子場新田

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は 23 ヘクタールである。

本区域は、金属加工業及び関連加工業が集積する金子新田工場団地及び嵐南工業流通団地であり、JR 上越新幹線燕三条駅、北陸自動車道三条燕インターチェンジから共に 5 キロ程度とアクセスが良好である。

(関連計画における記載等)

本区域は、都市計画法における工業専用地域であり、市街化調整区域は含まない。

また、本区域には、環境保全上重要な地域は存在しない。

農業振興地域整備計画での本区域の取扱い：農業振興地域外

【重点促進区域 5：工業流通団地開発区域（地図上 5 の位置）】

福島新田、福島新田柳道下、福島新田松橋下、若宮新田平松葉、一ツ屋敷新田、一ツ屋敷新田土居外、一ツ屋敷新田土居内

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は 44 ヘクタールである。

本区域は、金属加工業及び関連加工業が集積しており、北陸自動車道栄スマートインターチェンジと国道 8 号に接し、アクセスが非常に良好である。従来所在していた中央工業団地を拡充する形で工業流通団地を造成した。

(関連計画における記載等)

本区域は、都市計画法における工業専用地域であり、市街化調整区域は含まない。

また、本区域には、環境保全上重要な地域は存在しない。

農業振興地域整備計画での本区域の取扱い：農業振興地域外

(2) 区域設定の理由

【重点促進区域 1】

設定した区域は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業専用地域であり、当該地域は金属加工業、関連加工業及び金物卸業の中小企業が集積している。新たな受注増加に伴う施設・設備の新設又は増設及び人材確保の意欲が高く、今後の発展性が高いことから、本区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であり、重点促進区域に設定し、工場立地法の特例を活用する。

なお、本区域に公有の遊休地は存在しない。

【重点促進区域 2】

設定した区域は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業専用地域であり、当該区域には金属加工業及び関連加工業の中小企業が集積している。新たな受注増加に伴う施設・設備の新設又は増設及び人材確保の意欲が高く、今後の発展性が高いことから、本区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であり、重点促進区域に設定し、工場立地法の特例を活用する。

なお、本区域に公有の遊休地は存在しない。

【重点促進区域 3】

設定した区域は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域であり、当該区域には金属加工業及び関連加工業の中小企業が集積している。新たな受注増加に伴う施設・設備の新設又は増設及び人材確保の意欲が高く、今後の発展性が高いことから、本区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であり、重点促進区域に設定し、工場立地法の特例を活用する。

なお、本区域に公有の遊休地は存在しない。

【重点促進区域4】

設定した区域は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域であり、当該区域には金属加工業及び関連加工業の中小企業が集積している。本区域は、重点促進区域5に次ぐ大規模な産業集積地であり、基幹産業である金属加工を始めとするものづくり産業の拠点であることから、本区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であり、重点促進区域に設定し、工場立地法の特例を活用する。

なお、本区域に公有の遊休地は存在しない。

【重点促進区域5】

設定した区域は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域であり、三条市最大の産業集積地となる工業流通団地である。基幹産業である金属加工を始めとするものづくり産業の拠点となることから、本区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であり、重点促進区域に設定し、工場立地法の特例を活用する。

なお、本区域に公有の遊休地は存在しないが、令和5年9月30日時点で6.7ヘクタール程度の未分譲地が存在する。

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

【重点促進区域1】

荻島

980～987、988-1、988-5～7、2050-1、2050-4～17、2050-19

井戸場

84-1～3、84-7～13、85-2、86-2、87-2、88-2、89-2、90-2、91-2、92-2、93-2、94-2、148-2、148-3、148-4、148-5、149、150-2、150-4、150-5、218-1、218-3～17、563-1、563-2、568-1、568-3～7、1322-2

【重点促進区域2】

塚野目

2149-1、2149-2、2153-2～8、2153-10～12、2153-14、2153-15、2167-1、2171-1、2171-3、2171-4、2180-1、2180-2、2180-5、2180-6、2180-8～11、2190-2、2190-

5、2202-1、2202-6、2202-7、2202-12~15、2207-1~8、2213-1~6、2213-8~11、2213-13~16、2217-2~10、2225-1~8

大宮新田

306-2~6

【重点促進区域3】

直江町3丁目

2364-1、2365、2366、2367、2368-1、2369、2370、2371、2372

直江町4丁目

1866-1、1866-2、1868-1、1868-2、1868-3、1869-1、1869-2、1870、1871、1875、1876、1877-1~3、1878、1879、1880、1884、1885、1983、1984、1985、1986、1987、1989-1~3、1990-1~3、1993、1994、1995、1996、2003、2004-1~3、2005-2、2007、2008、2009、2010-1~3、2011、2011-1、2011-3~5、2012、2013、2014、2015、2016、2019、2136-1~6、2137-1~3、2138-1~3、2139-1~3、2140-1~3、2142、2143、2144、2145、2146-1、2146-2、2147、2148、2180、2182、2183、2184、2185、2245-1~3、2246-1、2246-2、2247-1、2247-2、2248-1~3、2249-1、2249-2、2250-1、2250-2、2251-1~3、2252-1~4、2253-1~4、2254-1~3、2255-1~3、2256-1~3、2257-1~3、2258-1~4、2259-1~4、2260-1~4、2261-1~4、2354、2355、2356、2357-1、2358、2359、2360、2361、2362、2363-1~3

【重点促進区域4】

五明

402-3、402-4

金子新田

乙 945-1~5、乙 945-7、乙 945-9~29、乙 945-31~42、乙 945-51~53、乙 946-2、乙 955-1、乙 959-2、乙 959-4、乙 963-2、乙 964-2、乙 964-3、乙 965-2、乙 966-2、乙 974-1、乙 975-2、乙 976-2、乙 981-2、乙 984-2~5、乙 984-7、乙 984-9、乙 984-11、乙 984-14~24、乙 984-27~34、乙 1018-2、乙 1019-2、乙 1019-4、乙 1024-3、乙 1024-5、乙 1025-4、乙 1674-1、乙 1674-4~14、乙 1674-17~28、乙 1689-7、乙 1689-27、乙 1690-2、乙 1691-5~13、乙 1691-16~18、乙 1699-5、乙 1700-1、乙 1700-6~20、乙 1700-23~26、乙 1700-28~33、乙 1700-35~42、乙 1712-8、乙 1712-10~12、乙 1712-15~20、乙 1712-23、乙 1716-2、乙 1718-2~4、乙 1718-8、乙 1718-10~14、乙 1731-2、乙 1732-2、乙 1732-3、乙 1732-7、乙 1732-8、乙 1754-2、乙 1754-3、乙 1754-6、乙 1754-7、丙 321-2、丙 322-2、丙 323、丙 324-2、丙 325-2、丙 326-2、丙 327-2、丙 328-2、丙 329-2、丙 331-2、丙 338-2、丙 339-2、丙 342-2、丙 343-2、丙 549-1~4、丙 549-20~50、丙 552-1、丙 552-2、丙 557-1、丙 557-3

～5、丙 557-7、丙 557-9～14、丙 558-3、丙 559-3、丙 561-6、丙 561-8、丙 561-10、丙 561-12、丙 564-3、丙 565-3、丙 568-2、丙 571-3、丙 575-3、丙 576-3、丙 577-3、丙 578-3、丙 579-1～3、丙 579-12、丙 580-2、丙 581-2、丙 582-2、丙 583-4、丙 583-5、丙 584-3、丙 585-3、丙 586-3、丙 587-3、丙 588-3、丙 589-3、丙 590-3、丙 591-2、丙 592-1～3、丙 593-2、丙 594、丙 595-2、丙 595-4、丙 595-6、丙 595-8、丙 595-10、丙 596-3、丙 597-3、丙 598-3、丙 599-3、丙 600-3、丙 601-3～8、丙 602-3、丙 603-3、丙 604-3、丙 604-5、丙 604-8、丙 605-3、丙 606-3、丙 607-3、丙 608-3、丙 609-3、丙 610-3、丙 611、丙 612、丙 613、丙 614、丙 615-2、丙 850-1、丙 850-2、丙 852、丙 866、丙 867、丙 868、丙 869-1、丙 869-2、丙 870、丙 871、丙 872-1～4、丙 873-1、丙 873-2、丙 873-4、丙 873-5、丙 967-1、丙 967-2、丙 967-8、丙 967-11～13、丙 985-1、丙 985-3～18、丙 1054-1、丙 1054-2、丙 1055、丙 1056、丙 1063-1～4、丙 625-5～8、丙 646-1～23、丙 752-1～3、丙 874-2、丙 875-2～7、丙 875-10、丙 875-18～31、丙 877-2、丙 877-3、丙 877-5、丙 877-7、丙 889-2、乙 1023-1～6、乙 1023-8、乙 1023-9、乙 1025-2、乙 1025-5、乙 1027-2、乙 1027-4～7、乙 1662-1、乙 1662-5～7、乙 1662-10、乙 1662-11、乙 1665-1、乙 1666、乙 1667-1、乙 1667-2、乙 1668-1～4、乙 1669-1、乙 1669-5～8、乙 1669-17～24、乙 1669-26～38、乙 1672-2、乙 1689-2、乙 1689-28～31、乙 1690-5

福島新田

乙 642-3、乙 961-1、乙 962-1、乙 963、乙 963-2、乙 964-1、乙 965-1、乙 966-1、乙 967-1、乙 968-1、乙 969-1、乙 971-1、乙 972-1、乙 973-1、乙 974-1、乙 975-1、乙 976-1

若宮新田

442-1、442-3～8、443-2、444-2、445-4、447-3、447-4

猪子場新田

2011-1～3、2013-2、2014-1、2014-3、2014-4、2015-1～6、2017-1～9、2018-2、2019-3、2019-4、2019-14、2020-2

【重点促進区域 5】

福島新田

丙 2388-1、丙 2388-3～10、丙 2388-12～16、丙 2388-23、丙 2388-24、丁 2170、丁 2169、丙 2401、丙 2402、丙 2405、丙 2406、丙 2407

福島新田柳道下

丙 1726-1～5、丙 1735-4～11、丙 1735-13～15、丙 1740-1～13、丙 1772-2、丙 1820-2～6

福島新田松橋下

丁 431- 1 ～ 4

若宮新田平松葉

685- 1 ～ 5、699- 1、700- 2、701- 2

一ツ屋敷新田

1632- 1 ～ 4、丙 1735-12、1628、1629、1630

一ツ屋敷新田土居外

459- 4、459- 5、479- 1 ～12、539- 1 ～14、685- 6、685- 7、1256- 2、1257- 2、1266-
2 ～ 6

一ツ屋敷新田土居内

356- 2、356- 3、365- 1

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ① 金属加工関連産業の集積や高度な技術を活用した成長ものづくり分野
- ② 北陸自動車道の三条燕インターチェンジ、栄スマートインターチェンジ等の交通・物流インフラを活用した成長ものづくり分野
- ③ 三条市立大学及び三条看護・医療・歯科衛生専門学校の人材等を活用した成長ものづくり分野
- ④ 三条市立大学及び三条看護・医療・歯科衛生専門学校や小中一貫教育等の先進教育環境を活用した教育サービス分野
- ⑤ 農地等の自然環境を活用した農林水産・地域商社分野
- ⑥ 「ものづくりのまち」としての文化や歴史、下田地域の自然及び温泉等の観光資源を活用した観光分野
- ⑦ 須頃地区の高次都市機能等のインフラを活用したまちづくり分野

(2) 選定の理由

- ① 金属加工関連産業の集積や高度な技術を活用した成長ものづくり分野

三条市は、雇用者の約 32.5%、売上高の約 32.7%、付加価値額の約 36.4%が製造業であり、そのうち事業所数の約 38.7%、製造品出荷額の約 26.4%を占める金属製品製造業を中心とした経済構造となっている（経済センサス-活動調査 令和3年）。また、市内の製造業に占める金属製品製造業の割合について、従業員数は対全国比約 5.7 倍、売上高は対全国比 9.6 倍、付加価値額は対全国比 7.9 倍と、いずれも大きく上回っており、他地域と比較しても高い優位性を有している（RESAS 2019 年）。

高い金属加工技術等を有する中小企業が集積し、金属加工製品の製造・出荷に欠かせない鉄鋼、木工、プラスチック等の関連製造業、卸売業と一体となった経済活動が展開されている。

こうした当地域の特長である金属加工関連産業の集積や高度な技術を活用した成長ものづくり分野の促進に取り組む。

- ② 北陸自動車道の三条燕インターチェンジ、栄スマートインターチェンジ等の交通・物流インフラを活用した成長ものづくり分野

三条市は、JR 上越新幹線の燕三条駅、北陸自動車道の三条燕インターチェンジ、栄スマートインターチェンジといった高速交通が整備されており、燕三条駅と東京駅間は約 100 分、練馬インターチェンジから三条燕インターチェンジ間は約 3 時間で結ばれている。

国道 8 号、289 号、403 号などの基幹交通網も整備されているほか、国道 289 号は福島県までの開通に向けて工事が進められており、福島県南会津地域との新たな広域的地域間の交

流や連携が期待されている。

これら交通・物流インフラを活用するため、令和4年3月に栄スマートインターチェンジの近接地に生産機能と流通機能を集積した新たな大規模な工業流通団地（開発面積約44ヘクタール）の造成を完了した。

こうした優位性の高い交通・物流インフラを活用した成長ものづくり分野の促進に取り組む。

③ 三条市立大学及び三条看護・医療・歯科衛生専門学校の人材等を活用した成長ものづくり分野

三条市立大学では、高度ものづくり人材の育成と、地域企業の持続的発展への貢献をミッションとして掲げ、地元のものづくり企業への長期インターンシップを実施している。学生の段階から実際の現場で経験を積むことで「創造性豊かなテクノロジスト」（工学知識と技術＋創造力＋テクノロジー・マネジメント能力を備えた人材）を育成するため、地元企業との連携体制を構築している。

また、人口10万人当たりの看護職員数は、「令和2年衛生行政報告例」によれば、新潟県は全国で29位と下位に位置し、さらに「看護職員就業状況（令和2年12月31日現在）」によれば、当県央地域は県内でも最下位となっている。現在、看護師の慢性的な不足解消に向け、三条看護・医療・歯科衛生専門学校による地域医療を担う人材の供給基盤確立を目指すとともに、市外から三条市に移住し、看護師・准看護師として市内で就業した人や就業予定の人に就業・移住支援金を支給する「看護師等就業・移住支援金事業」を実施し、看護師不足解消を図っている。

三条市立大学及び三条看護・医療・歯科衛生専門学校の開設により、当該分野の専門人材、関係医療機関、高度かつ広範な加工技術を持つ企業の間でのより効果的な連携体制が構築され、医療現場のニーズに基づく開発から薬事承認の取得、量産化までの一貫した体制の下での新事業の展開が期待される。

こうした高等教育機関の人材等を活用した成長ものづくり分野の促進に取り組む。

④ 三条市立大学及び三条看護・医療・歯科衛生専門学校や小中一貫教育等の先進教育環境を活用した教育サービス分野

三条市立大学及び三条看護・医療・歯科衛生専門学校の開校により、当該分野の専門機関及び専門性を持った人材の集積が図られている。市が実施する小中一貫教育では、地域特色を生かした義務教育9年間のカリキュラム作成を学園単位で行っているほか、異校種の教員の乗り入れ授業、産業構造の特色等を生かしたキャリア教育、地域交流活動等を展開している。また、鍛冶技術体験を提供する「三条鍛冶道場」、科学教育センターや鍛冶ミュージアム機能を備える図書館等複合施設「まちやま」等により、学校現場以外でも広く学びの場を提供している。このほか、スポーツの分野においては、子供たちが持っている才能を伸ばし、

更なる高みを目指す取組である「さんじょうトップアスリート支援事業」を市で行うなど独自の教育施策を展開している。

こうした先進教育環境を活用した教育サービス分野の促進に取り組む。

⑤ 農地等の自然環境を活用した農林水産・地域商社分野

三条市では、農業所得向上のため、水田農業等の生産コスト低減につながる農地の集約化や効率化、また、より収益性の高い園芸作物への転換や農作物の高付加価値化の支援を行っている。

三条市の果物は品質が高いことから、品質に見合った価格決定力を持てるよう、情報発信や広域連携プロモーション活動を実施し、ブランド力向上の取組を推進している。

下田地域に多く存在する中山間地域の水田については、傾斜が大きく、ほ場の規模が小さいことから、規模拡大による効率化が難しい。このため、生産環境の見える化などを通じた下田産米の高付加価値化及びブランド力向上に焦点を当て、生産者のほか、商工会やNPO等の多様な関係者が集い、米の販路を拡大する取組を推進している。また、中山間地域は、農地が持つ多面的な機能が最も発揮されており、農業の維持が周辺の環境を守ることにもつながっていることから、農業生産基盤の維持等の支援及び多面的機能を支える共同活動への支援を進めている。

林業については、担い手確保のため、経営の効率化等、林業所得の向上に向けた取組などを支援するとともに、バイオマスの利活用の推進など、森林資源を活用した取組を支援している。

こうした当地域の優れた農産物や豊かな自然環境などを活用した農林水産・地域商社分野の促進に取り組む。

⑥ 「ものづくりのまち」としての文化や歴史、下田地域の自然及び温泉等の観光資源を活用した観光分野

当地域は、世界的に有名な刃物産地であるとともに、金属加工技術の集積地であり、燕市と共に、ものづくり体験を織り交ぜたプログラムの開発や定着に取り組み、長い歴史に培われた「ものづくりのまち」として情報発信を行っている。

また、特に下田地域は豊かな自然に恵まれ、八木ヶ鼻温泉や越後長野温泉、自然を身近に感じられるアクティビティやキャンプを楽しめる場が存在しているほか、アウトドア製品を生産するメーカーなどが集積している。令和5年7月には「アウトドアのまち三条」を宣言し、アウトドア体験を織り交ぜたプログラムの開発や定着に取り組み、情報発信を行っている。

JR 上越新幹線や北陸・関越自動車道など、交通アクセスも良く、また、今後は国道 289 号八十里越区間の開通により、新潟・福島間の新たな交通アクセスを見込んでいる。

こうした「ものづくりのまち」としての文化や歴史、下田地域の自然及び温泉等の観光資

源を活用した観光分野の促進に取り組む。

⑦ 須頃地区の高次都市機能等のインフラを活用したまちづくり分野

須頃地区は、JR 上越新幹線燕三条駅、北陸自動車道三条燕インターチェンジのほか、国道 8 号、国道 289 号などの南北・東西方向の軸が配置された広域的な交通の拠点として位置付けられ、周辺地域も土地区画整理事業が完了している。

三条市は、新潟県のほぼ中央に位置し、高速交通体系の結節点という地理的優位性を生かし、商業施設や宿泊施設、燕三条製品の物産館（免税店）がある道の駅 燕三条地場産センター（令和 4 年度実績、来館者数：約 254,700 人、売上額：約 412 百万円）などのほか、三条商工会議所、（公財）燕三条地場産業振興センター等の産業支援機関が集積している。

さらに、三条市立大学、三条看護・医療・歯科衛生専門学校が所在するほか、令和 6 年 3 月には県央基幹病院が開院し、広域交流機能が一層向上することが見込まれる。今後、県や他の市町村の土地利用関係計画等との整合を図りつつ、都市機能の高次化を図るための施設の集積により高次都市機能を高め、地域の持続的発展を牽引する広域交流拠点の形成を目指している。

こうした須頃地区の高次都市機能等のインフラを活用したまちづくり分野の促進に取り組む。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かして成長ものづくり分野、観光分野、農林水産・地域商社分野、教育サービス分野を支援していくためには、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や当地域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

① 固定資産税の減免措置（三条市）

活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、家屋、構築物、土地に係る固定資産税の減免措置に関する条例を運用する。

② 不動産取得税、法人県民税、事業税の減免措置（新潟県）

活発な設備投資が実施され、かつ、収益増加（付加価値増加）への取組を促すため、一定要件を課した上で、不動産取得税、法人県民税、事業税の減免措置に関する条例を運用する。

③ 地方創生関係施策

基本計画の計画期間内において、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）を活用し、次の施策を実施する。

ア 成長ものづくり分野（５（１）①～③）において、設備投資、社会基盤・産業基盤整備等による事業環境の整備、製品・技術開発、販路開拓、生産性向上、人材育成・確保、インターンシップ、専門家派遣、産学官連携、事業継承、事業環境PR等に対する支援施策を実施する予定である。

イ 教育サービス分野（５（１）④）において、設備投資による事業環境の整備や調査研究等に対する支援施策を実施する予定である。

ウ 農林水産・地域商社分野（５（１）⑤）において、設備投資による事業環境の整備、農業の経営体や生産基盤整備等に対する支援施策を実施する予定である。

エ 観光分野（５（１）⑥）において、DMO形成、観光コンテンツ開発、ハード・ソフト両面にわたる受入体制の整備、マーケティング、誘客PR等に対する支援施策を実施する予定である。

オ まちづくり（５（１）⑦）において、設備投資、まちの基盤整備による事業環境の整備、まちの魅力向上の取組等に対する支援施策を実施する予定である。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

三条市が保有するデータの公開

三条市が公開しているオープンデータについて、企業のニーズに合ったデータ項目の追加等を行う。

オープンデータの公開に当たっては、個人情報保護法、三条市情報セキュリティポリシーを遵守し、個人情報保護を徹底する。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

事業者からの事業環境整備の提案に対応するため、新潟県産業労働部産業立地課及び三条市経済部商工課内に、窓口を設置する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

① 支援体制の構築

新潟県においては産業労働部産業立地課を中心に、三条市においては経済部商工課を中心に、それぞれ関係事業所管課、政策部門、財政部門との連絡調整を行える支援体制を構築する。

② 新潟県と三条市の連携

新潟県と三条市は、地域経済牽引事業の促進に当たり、双方に関係する各種規制に係る手続等、各種の調整を堅密に連携して行い、地域経済牽引事業者を一体となって支援する。

③ 事業開始後の支援継続

地域経済牽引事業が適切に実施されるよう、事業計画に基づく取組の実施状況を毎年度確認するとともに、新潟県、三条市、関係機関が連携して新たな課題への対応を含む支援を適宜継続的に実施する。

④ スタートアップへの支援

スタートアップ企業は、イノベーションを創出する可能性等があることから、金融機関が実施する創業向け融資を利用した創業者に対して、貸付けに係る利子の支払を支援する利子補給制度を実施する。

⑤ 地域における重要産業の集積等によるサプライチェーンの構築・強靱化の支援

当地域には、金属加工製造業を中心に多様な技術が集積しており、オーダーメイド中間財の多品種小ロットでの製造対応や短納期化が強みである。その特長を更に強化するためにもサプライチェーンの構築・強靱化は欠かせない。

「三条市経済ビジョン」に基づき、サプライチェーンの構築・強靱化につながる DX の推進、SDGs やカーボンニュートラルの要請等の市場環境の変化などを踏まえた経営改善等を促進する。

⑥ 人材確保に向けた支援（人材育成・確保支援）

当地域においても生産年齢人口の減少、それに伴う人手不足が深刻になりつつある。人手不足は、企業経営を継続する上での大きな課題であり、事業承継の問題をより深刻なものとしている。

「三条市経済ビジョン」に基づき、産業界の関係者等と連携したプロジェクトチームにおいて職場環境の改善、人材育成の充実などを通じたウェルビーイングな雇用労働環境の整備に取り組む。

⑦ 産業用地の確保に向けた支援（道路等のインフラ整備との連携及び産業用地の確保支援）

産業用地の効果を最大限に発揮するためには、充実した広域道路ネットワークの存在が欠かせないが、その脆弱さから現在市内各所において慢性的な渋滞が発生しており、企業活動における経済的な損失は看過できない水準にある。

栄スマートインターチェンジと国道８号に接する場所に造成した大規模な工業流通団地の機能を最大限発揮させるため、国道８号の渋滞緩和に向けた国の拡幅事業に協力していく。また、県央地域の広域道路ネットワークの渋滞緩和に向け、石上大橋下流橋の建設等に関係者と連携しながら要望していく。

加えて、市内に事業所を設置する際に、機械設備等の償却資産を取得した場合に奨励金を交付する制度を実施する。

⑧ 賃上げ促進（賃上げ促進支援）

三条市は伝統的な鍛冶の歴史を有する「ものづくりのまち」として、国内外から高い認知度があるが、全国や新潟県、あるいは類似の産業構造を有する他市と比較して、賃金水準や労働生産性が低い。当地域の産業を支える人材を確保する上でその是正は急務である。

「三条市経済ビジョン」に基づき、DXの推進、製品の高付加価値化などによって労働生産性の向上を促進し、賃上げの実現へとつなげる。

⑨ GXの促進支援

カーボンニュートラルへの対応が、世界的に求められ、サプライチェーンを構成する末端の企業にまで脱炭素経営の要請が及びつつある。

「三条市経済ビジョン」に基づき、産業界の関係者等と連携したプロジェクトチームにおいて脱炭素に関する国際的な潮流に、適切に、かつ、いち早く対応することによる競争力の維持、強化に取り組む。

⑩ DX支援

生産年齢人口が減少する中で、これまでと同等、さらにそれ以上の付加価値を生み出した

めには、1人当たりの労働生産性を大きく高めていくことが欠かせない。

単純作業の自動化、省略化による人手不足の解消や管理業務などにおける非競争性領域のシステムの共通化など、労働生産性の向上に資する経営のデジタル化・効率化を支援する。

⑪ 事業承継支援

従業員、生産設備、ブランドなど、有形無形の貴重な経営資源を有する企業が後継者不在などを理由に廃業し、当地域の優位性の源泉である伝統技術や産業基盤等が失われることがないように、第三者承継なども含めた戦略的な事業承継を促進する必要がある。

伝統的な技術を継承するため、若手の職人を育成するとともに、当地域の産業基盤等を散逸させないため、第三者承継を含む戦略的な事業承継に向けた意識の醸成と支援体制の強化を図る。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和6年度（初年度）	令和7～10年度（最終年度）
【制度の整備】		
① 固定資産税の減税措置	運用	運用 必要に応じた改正・制度創設
② 不動産取得税、法人県民税、事業税の減免措置（新潟県）	運用	運用
③ 地方創生関係施策	申請検討	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】		
三条市が保有するデータの公開	運用 必要に応じた項目追加	運用 必要に応じた項目追加
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】		
相談窓口の設置	運用	運用
【その他】		
① 支援体制の構築	運用	運用
② 新潟県と三条市の連携	運用	運用
③ 事業開始後の支援継続	運用 必要に応じた制度の創設・改廃	運用 必要に応じた制度の創設・改廃
④ スタートアップへの支援	運用 必要に応じた制度の創設・改廃	運用 必要に応じた制度の創設・改廃
⑤ 地域における重要産業の集積等によるサプライチェーンの構築・強靱化	運用 必要に応じた制度の創設・改廃	運用 必要に応じた制度の創設・改廃

の支援		
⑥ 人材確保に向けた支援 (人材育成・確保支援)	運用 必要に応じた制度の創設・改廃	運用 必要に応じた制度の創設・改廃
⑦ 産業用地の確保に向けた支援（道路等のインフラ整備との連携及び産業用地の確保支援）	運用 必要に応じた制度の創設・改廃	運用 必要に応じた制度の創設・改廃
⑧ 賃上げ促進（賃上げ促進支援）	運用 必要に応じた制度の創設・改廃	運用 必要に応じた制度の創設・改廃
⑨ GX の促進支援	検討	運用 必要に応じた制度の創設・改廃
⑩ DX 支援	運用 必要に応じた制度の創設・改廃	運用 必要に応じた制度の創設・改廃
⑪ 事業承継支援	運用 必要に応じた制度の創設・改廃	運用 必要に応じた制度の創設・改廃

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域経済牽引事業の促進に当たっては、新潟県工業技術総合研究所県央技術支援センター、公益財団法人燕三条地場産業振興センター、三条商工会議所、三条市商工会、公益財団法人にいがた産業創造機構、三条市立大学、三条看護・医療・歯科衛生専門学校のほか、各金融機関等、域内に存在する支援機関が連携して支援の効果を最大限発揮する必要がある。このため、新潟県と三条市ではこれら支援機関の理解醸成に努めるとともに、必要に応じてそれぞれの連絡、調整を行う。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

① 新潟県工業技術総合研究所県央技術支援センター

企業の技術的な課題解決を支援するとともに、先進的な産業技術に関する調査・研究及び技術移転等を行っている。

(ア) 技術支援

- ・技術相談：企業の技術的な課題に対する相談
- ・依頼試験：製品開発やクレーム解決等で必要な試験・検査・分析
- ・機械器具貸付：操作講習の実施、企業の試験研究機器使用

(イ) 研究開発

- ・共同研究：企業から研究テーマを公募して行う、企業との共同研究開発の実施
- ・受託研究：国などの競争的資金を獲得した事業等に関する研究開発や企業ニーズに基づいた課題解決のための研究等の実施
- ・実用研究、小規模研究：地域産業の技術的な課題についての研究開発の実施

(ウ) 産学官共創ものづくり推進事業

将来性を見込める有望な産業や新技術を調査し、研究開発テーマを設定することを目的に実施。研究会を組織し、目標とする市場動向や大学シーズなどの調査研究を実施する。

(エ) DX 推進技術活用支援事業

専門家や職員が企業に向けた AI に関する研修会を開催するとともに、デジタル化技術導入に係る技術相談対応等を実施する。

② 公益財団法人燕三条地場産業振興センター

新市場販路開拓事業、企業開発力強化事業、燕三条ブランド推進事業、企業人材育成事業、海外販路開拓支援事業、需要開拓事業等を通して、金属加工等の地場産業企業の支援を行う。

③ 三条商工会議所、三条市商工会

商工業における意見要望活動、経営・金融・労働・法律など経営に関する相談、商工業に関する技術・技能の普及活動等を行う。また、三条商工会議所においては、燕三条製品の海

外販路開拓を行う燕三条貿易振興会の事務局の立場から、海外販路拡大を強力に支援する。

④ 公益財団法人にいがた産業創造機構（NICO）

新規創業や新分野進出等の経営革新、製品開発・技術開発、付加価値向上、販路開拓、人材育成、産学連携、情報提供等の幅広い支援を実施する。

⑤ 三条市立大学

ものづくりに関する高度な知識・技能の調査研究等に協力する。

⑥ 三条看護・医療・歯科衛生専門学校

医療人材の育成及び医療機関等の人材確保における相談・ニーズ調査等に協力する。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

地域経済牽引事業の促進に当たっては、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）等の環境関係法令及び三条市環境基本条例（平成 17 年条例第 123 号）を遵守するとともに、三条市環境基本計画との整合を図り、環境保全、環境負荷の軽減に向けた十分な配慮を行い、自然、地域社会との調和を図っていく。

特に奥早出栗守門県立自然公園、越後三山只見国定公園及び周辺地域（県指定の鳥獣保護区を含む。）については、早出川や五十嵐川の源流域に当たり、地形が険しく原生的な自然環境が保存され、国の特別天然記念物に指定されているカモシカなど野生動物の生息地になっている。この地域の自然環境の保全には十分に配慮し、生態系や動植物の多様性に配慮した開発、整備を行うため、国定公園において事業計画を承認する際には、新潟県自然環境保全部局と調整を図る。多様な野生動植物の生息・生育に十分配慮し、希少な野生動植物種が確認された場合には、新潟県自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聞くなどして、生息等への影響がないよう十分に配慮して行う。また、県立自然公園などの環境保全上重要な地域における整備の実施に当たっては、これら多様な野生動植物の生息・生育に十分配慮し、希少な野生動植物種が確認された場合には、新潟県自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聴くなどして、生息等への影響がないよう十分に配慮する。大規模開発を伴う場合は、可能な限り自然環境、生活環境に影響を与えないように配慮するとともに、必要に応じて事業実施者及び行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

(2) 安全な住民生活の保全

「三条市安全・安心なまちづくり条例(平成 25 年条例第 4 号)」に規定する基本理念等を踏まえて策定した「第三次三条市安全・安心なまちづくり推進計画（令和 5 年 4 月）」に基づき、安全・安心な三条市の実現のための各種取組を推進している。地域経済牽引事業の促進に当たっては、市防犯担当課、自治会、三条警察署、関係機関・団体と堅密な連携を図っていく。

行政、住民、事業者らが協力して、住民一人ひとりが防犯意識を高め、犯罪に遭わないよう行動するとともに、地域の連帯感を高め、互いに見守ることで犯罪の起きにくい安心・安全なまちづくりに積極的に取り組んでいく。地域経済牽引事業者を始めとする様々な事業活動に当たっては、次の項目について重点的に取り組むことにより、犯罪を抑止するとともに、犯罪又は事故の発生時における警察など関係機関に対する連絡体制の構築及び捜査への協力に努め、安心で安全な住みよいまちづくりを推進していく。

① 防犯設備の整備

犯罪被害防止のための防犯カメラの設置等を行う。

② 防犯に配慮した施設の整備・管理

植栽の適切な配置及び剪定による見通しの確保や施設管理の徹底等を行う。

③ 従業員に対する防犯指導

法令遵守や犯罪被害の防止に関する指導等を行う。

④ 交通安全施設の整備

交通事故防止のための道路照明、カーブミラー、視線誘導標の設置等を行う。

交通渋滞の発生を見据えた導流帯、右折レーンの設置等を行う。

⑤ 地域住民との協議

土地開発又は周辺環境への影響が懸念される地域経済牽引事業の実施に際し、地域住民・自治会等への事前説明や意見聴取等を行う。

⑥ 警察への連絡体制の整備

犯罪又は事故の発生時における警察への連絡体制の整備等を行う。

⑦ 警察署との連携

大規模土地開発等に伴う一般道路へのアクセス道路の取付け等が行われる際には、警察署との事前協議を行う。また、企業立地に伴う工場等への乗り入れ口の配置についても、交通安全の観点から警察署との事前協議を行う。

(3) その他

PDCA 体制の整備等

毎年度秋から冬にかけて、新潟県と三条市において、地域経済牽引事業の実施状況及び基本計画の進捗状況を把握しその効果を検証する。これらを踏まえ、必要に応じ、計画の見直しや制度の整備について検討を行い、所要の措置を講ずる。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

現時点では該当なし。今後、必要に応じて基本計画の変更で対応する。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和 10 年度末日までとする。

令和 5 年度を計画終期とする従前の「三条市地域未来投資促進法に基づく基本計画」に基づき法第 11 条第 3 項の規定による同意（法第 12 条第 1 項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第 13 条第 4 項の規定による承認（法第 14 条第 3 項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについては、当該同意基本計画の失効後もなお従前の例による。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。